

婦人相談員からみた婦人問題

田附ゆきえ

一 売春防止法の成立と業務の推移について

① 売春防止法の成立

昭和三十一年五月二十四日売春防止法が成立し、行政措置として各都道府県に三二九名の婦人相談員が配置され、業務を開始した。さらに三十三年四月売春防止法が全面実施となり、公娼制度は三四年の長い歴史を閉じた。

「売春は社会生活上、必要である」「公娼制度の廃止により良家の子女が犯される」といった社会通念が根強く残っている中で、売春問題は戦後最大の婦人問題として、さまざまな分野の婦人団体、宗教団体が超党派の衆参婦人議員団と連携

し、国会の内外で心魂を傾けて取り組み、幾多の困難を克服して「売春防止法」として結実させた。

戦後初めて参政権を得た婦人達はこの運動の中で大いに燃え、良心的な男性の支持を得て世論を盛り上げ、必要悪論を主張する男性議員達を動かして、法律を生み出すエネルギーとなって発展し、語り尽せぬ売春哀史に終止符をうったのである。その第一条には「売春は人としての尊厳を害するものであり、それ故にこれを助長する行為等を処罰する」と明記されている。まさに「売春防止法」は人権擁護と婦人解放運動の一つの成果として生まれたものである。

② 業務の推移について

売春防止法全面実施と共に赤線従業婦達は開放されて、半数は帰郷し、他に就職する者、結婚する人などが落着先を求めて離散していった。しかし帰郷した人の大部分は、間もなく落着き先の居心地が悪くUターンし、集娼から散娼へと移行して盛り場を流して歩くようになった。

売防法上婦人相談員は「要保護女子（性行または環境に照し売春をするおそれのある女子をいう）につきその発見に努め相談に応じ必要な指導を行ない、およびこれに附随する業務を行うものとす」と規定される。横浜市においても六名の婦人相談員が配置され、「要保護女子」の保護更生指導にあたってきた。法

- 一 売春防止法の成立と業務の推移について
- 二 統計からみた業務の内容
- 三 更正自立した事例
- 四 婦人相談の現状と問題点
- 五 一般母子家庭の問題と行政の対応をめぐって

違反で検挙が重なる罰金刑が科せられるが、当時経済的に窮乏している女子が多く、やむにやまれず街角に立ち、検挙という場合が相繼いだ。相談員は地検へ罰金の延期願いを足を運んだり、起訴となった者の裁判の証言台に立ったこともあった。また正業指導で職安にも足を運んだが、三十三年頃は日本経済がまだ発展途上で、適当な就職口が少なく、思うようにならないことが多かった。

ケースの一例をあげると、四人の子供を抱えた元吉原の従業婦であったA子の場合、生活保護を適用し更生への足がかりとしたが、赤線時代の高収入に馴れた生活から現実の生活に引戻すことは容易ではなく、人間不信から自暴自棄になっ

表一 経路別受付状況

年度 件数	経路別	本人	警察	法務	婦人談	福祉	その他	計	年度 対比		
		自身	関係	関係	相所	事務所	施設 その他				
53年度	西・戸塚(B)	131	3	1	8	4	13	3	(C)163	100	
	B/C(%)	80.3	1.9	0.6	4.4	2.4	8.0	1.9		100.0	
	全市(A)	393	17	7	24	102	73	34	3	(D)653	100
	A/D(%)	60	2.6	1	3.6	15.6	11.2	5.2	0.8		100
54年度	西・戸塚(B')	140	2	1		13	9	6	(C')	171	105
	B'/C'(%)	81.9	1.2	0.6		7.6	5.2	3.5			100.0
	全市(A')	549	12	6	25	153	75	41		(D')	861
	A'/D'(%)	63.7	1.4	0.6	2.9	17.7	8.5	5			100
55年度	西・戸塚(B'')	127			1	14	8	10	(C'')	160	98
	B''/C''(%)	79.4			0.6	8.8	5.0	6.2			100.0
	全市(A'')	591	11	9	17	158	86	64	7	(D'')	943
	A''/D''(%)	62.7	1.2	0.9	1.8	16.7	9.1	6.8	0.8		100

て行くA子と気持を合せ、新しい人間への道を切り開くための助言指導は困難を極めた。
 売防法制定前は親のため家のために身売りし、赤線内に拘束され、犠牲となっていた女性が多かった。しかし社会から貧困がなくなったわけではなく、売防法施行後も身体の拘束こそなくなったとはいえ、親への仕送りや、子供への養育費の必要から街角に立つ例もあった。そし

て経済の高度成長に伴い、都会への人口集中と農村の過疎化が進む一方、家族制度の崩壊、性の自由化の風潮により、好奇心にかられたり、また楽をして高収入を得たいという安易な気持から、売春に落ちて行く人が多くなってきた。
 今なお増え続けている潜在売春の代表ともいえるトルコ風呂は、その従業員の半数以上にひもがつき、暴力団とのつながりも強いといわれ、過酷な労働をしいられ、稼いだ金はこれらに吸い上げられているという。また最近ではサラ金業者が貸金を返済させるために、その主婦をトルコ風呂にあっせんしたり、秘密クラブに紹介したり、いろいろな方面で売春の手引きが行われ、主婦売春、少女売春が一般化され、売春の対象が広がっている。さらに海外における「買春」

日本への批判は現在の社会状況を端的にあらわしているといえよう。このように最近の売春形態は多様化し、潜在化しており、取り締まりもむずかしくなっている。そして理由のいかんを問わず一度転落した女性の更生は非常に困難である。四十四年十月次官通達により、法の拡大解釈で転落未然防止の立場から、婦人保護の窓口を広げ、転落女子の更生指導と共に、保護を必要とする一般婦人の相談受けも行うようになった。

二 統計からみた業務の内容

複雑多岐にわたっているが表一と表一5までを説明する。

① 経路別受付状況(表一)

① 本人自身 全体の六〇%〜八〇%になっているが、これは婦人相談の窓口が福祉事務所に置かれていることを何らかの情報によって知り訪れるもの、また婦人相談の窓口は未知であるが、ともかく福祉事務所へ行けば、悩みごとの解決策が見出せるのではないかと期待感をもってやってくるもので、年々増加の傾向にある。

④ 福祉事務所 生活保護受給者の中から婦人保護に関するケースが出た場合、生活保護ワーカーから相談員に移管され

て来るものであり、複雑で指導困難なケースが多い。

② 主訴状況(表二)

⑦ 家庭相談 夫婦問題が全体の半数以上を占めている。これは夫の暴力、怠惰などさまざまな家庭内のもめごと相談で、中には他県から着のみ着のまま家出して飛びこんで来る場合もあり、昔の忍従生活から目覚めた現代女性の一端がうかがえる。

④ 施設入所希望 母子寮・婦人保護施設への入寮希望者であり、婦人保護施設の場合、長い入院生活により、また家出や長い放浪生活など、いろいろな事情により帰住先のない单身女子などである。

⑤ 更生相談 転落女性の更生相談で地検の更生相談室を経由して来所する場合、または本人自身で相談に来所する場合などであるが、売春の形態が潜在化し、取り締まりもむずかしくなった昨今では減少の傾向にある。

③ 処理状況(表三)

取扱件数中約半数が助言指導で処理している。夫婦間の問題などで帰宅出来ない事情にあるケースは、県立婦人相談所へ一時保護(原則として二週間、子供同伴も可)し、身の振り方を考えさせる。夫婦間の話し合いが必要と思われる場合は、

表一 2 主訴状況

区分	希望 施設入 所	経済 問題	職業 問題	住宅 問題	家庭 問題	相談 その他	団 等の 関係 ヒモ・ 暴力	更 生 問 題	その他	計	
											夫婦 問題
53年度	西.戸塚(B)	19	11	9	2	86	15	16	15	(C) 163	
	B/C(%)	11.6	6.8	5.5	1.2	52.8	9.3	9.8	3.0	100.0	
	全市(A)	137	51	27	20	274	49	1	56	38	(D) 653
	A/D(%)	21	7.8	4.1	3.7	42	7.5	0.1	8.6	5.2	100
全市年度対比										100.0	
54年度	西.戸塚(B')	13	10	10	7	87	18	1	22	3	(C') 171
	B'/C'(%)	7.6	5.9	5.9	4.0	50.9	10.6	0.6	12.9	1.6	100.0
	全市(A')	143	68	69	33	348	112	4	77	7	(D') 861
	A'/D'(%)	16.6	7.9	8	3.8	40.4	13	0.5	8.9	0.9	100
全市年度対比										131.0	
55年度	西.戸塚(B'')	37	11	3		84	15	1	6	3	(C'') 160
	B''/C''(%)	23.1	6.9	1.9		52.5	9.4	0.6	3.7	1.9	100.0
	全市(A'')	218	47	51	30	388	141	2	60	6	(D'') 943
	A''/D''(%)	231	49	5.9	3.1	41.1	15	0.2	6.3	0.4	100
全市年度対比										144.0	

冷却期間において夫を呼び出し夫婦の話を合をもたせ、円満解決し帰宅するケースもある。夫の暴力がはげしく危険を伴う場合、夫婦関係がこじれて解決がむずかしい場合等は、本人の意志を入れて家庭裁判所調停につなげるが、とりあえずの措置として、夫から匿って、転居させ就職指導を行い、生活の基盤を作らせる。また母子寮入寮希望者については、一時保護中に手続きをとり入寮させる。

統計上から見た場合、就職自立した比率は意外と少い。担当地区では七割以下、全市では五割以下となっている。これは取扱いケースの大部分が何の特技もなく、結婚前安易に高収入の得られる水商売に入った女性が多いためで、これらの女性が母子家庭となり就職した場合、子供を抱えては、せいぜいパートタイムの労働条件の悪い職場ぐらいしかなく、生活保護を併用しながら生活維持を

表一 3 処理状況

区分	相談 指導	就職 自立	結婚	家庭・ 親族へ	福祉 事務所	婦人 相談所	他府 県の 婦人 相談所	機 関 施 設 等 の 他 関 係	助 言 指 導	その他	計	
53年度	西.戸塚(B)	697	10	26	8	34	2	15	67	1	(C) 163	
	B/C(%)		6.1	15.9	4.9	20.8	1.2	9.3	41.2	0.6	100.0	
	全市(A)	1,776	21	1	64	54	100	3	57	330	23	(D) 653
	A/D(%)		3.2	0.1	9.8	8.3	15.3	0.5	8.7	50.5	3.6	100
全市年度対比											100.0	
54年度	西.戸塚(B')	596	6	22	15	22		14	88	4	(C') 171	
	B'/C'(%)		3.5	12.9	8.8	12.9		8.2	51.4	2.3	100.0	
	全市(A')	2,056	11	72	56	83	3	92	526	18	(D') 861	
	A'/D'(%)		1.3	8.4	6.5	9.6	0.3	10.7	61.1	2.1	100	
全市年度対比											85.5	
55年度	西.戸塚(B'')	649	7	15	16	33	1	12	73	3	(C'') 160	
	B''/C''(%)		4.4	9.4	10.0	20.6	0.6	7.5	45.6	1.9	100.0	
	全市(A'')	2,038	24	1	46	55	123	5	105	563	21	(D'') 943
	A''/D''(%)		2.5	0.1	4.9	5.8	13	0.5	11.1	59.7	2.4	100
全市年度対比											93.0	

④一年齢状況(表一4)
年齢別からみると三〇代が最も多く、またむずかしい問題も含んでいる。なぜ

ならばこの年代は子育ての大変な時期であり、夫婦関係においても中だるみが生じ、問題の起きやすい時期だからである。また長年盛り場を流し売春生活が続けていた人が高齢化し、思うように働けなくなつて、心身共に疲れては保護を求めて来るのが五〇代以降に多い。これらは帰る家庭もなく、性格異常者、低知能者が大部分で、売春を悪いとする意識も

表一 4 年齢状況

区 分	19 歳以下	20 ~ 29 歳	30 ~ 39 歳	40 ~ 49 歳	50 ~ 59 歳	60 歳以上	計
西.戸塚(B)	26	77	46	9	5		163
53年度	B/C(%)						100.0
全市(A)	17	117	267	176	67	9	653
	A/D(%)						100
全市年度対比							100.0
西.戸塚(B')	2	16	71	59	18	5	171
54年度	B'/C'(%)						100.0
全市(A')	28	161	352	209	92	19	861
	A'/D'(%)						100
全市年度対比							131.0
西.戸塚(B'')	1	20	50	68	10	11	160
55年度	B''/C''(%)						100.0
全市(A'')	17	139	398	239	108	42	943
	A''/D''(%)						100
全市年度対比							144.0

表一 5 電話相談 (55年度)

区 分	1. 主訴状況							計	2. 処理状況				計
	施設 入所 希望	経済 問題	職業 問題	住宅 問題	家族 問題 夫婦 問題	家族 問題 その他	生活 一般		その他	来所 指示	施設 関係 機関	助言	
鶴見.港北.緑	19	1			61			81	39	9	33	81	
神奈川.旭	87	42	72	44	160	77	93	575	91	108	376	575	
西.戸塚	39	12	27	5	158	39	38	328	100	47	170	328	
中.保土ヶ谷	49	4	10	7	53	16	17	186	62	32	80	186	
南.港南	12	3	1	2	49	7	2	77	27	3	44	77	
磯子.金沢. 瀬谷	14	3		2	29	3	5	58	23	6	28	58	
計(B)	220	65	110	60	510	142	155	1,305	342	205	731	1,305	
B/A(%)	16.9	5.0	8.4	4.6	39.0	10.9	11.9	100	26.2	15.7	56.0	100	

手術も順調で心身共に健康を取り戻し、これを機会に看護婦として再出発を決意した。しかし、日進月歩の医学に追いつけず、二〇年余りの空白を埋めるのは容易ではなかった。看護婦に再出発したものの劣等感から対人関係も悪くなり、何度か挫折しかけながら勤務先の病院を転々とした。孤独なE子にとって相談員の励ましが唯一の支えになって、努力の末、ようやく自信を取り戻し、今、正看護婦として立派に自立の道を歩んで

手術も順調で心身共に健康を取り戻し、これを機会に看護婦として再出発を決意した。しかし、日進月歩の医学に追いつけず、二〇年余りの空白を埋めるのは容易ではなかった。看護婦に再出発したものの劣等感から対人関係も悪くなり、何度か挫折しかけながら勤務先の病院を転々とした。孤独なE子にとって相談員の励ましが唯一の支えになって、努力の末、ようやく自信を取り戻し、今、正看護婦として立派に自立の道を歩んで

相談ケースの中から完全に自立した二つの事例を紹介したい。

三 更生自立した事例

⑤—電話相談(表一5)
各区別に電話相談の受付状況を表わしたものであるが、ここでも夫婦間の問題が半数をしめ、ほとんどが助言指導で処理している。

事例一
E子、五〇歳、未婚、意志が弱くカッと易い性格、肉身は姉一人(五二歳)となり易い性格、旧制高等女学校卒(四年制)後、看護婦に憧れて旧海軍病院の附属看護学院に学んだが、実務についてみると病院での規律は思った以上に厳しく、また仕事も重労働であった。二年間勤務した時、病院が民間経営に切り替ったのでそれを機に退院した。厳しい規律から開放され、欲楽街に出たところ見るものきくも、の目を見張ることはかりで、世の中のすべてがバラ色に見えたという。そして友達に誘われるままに転落していった。数年後には欲楽街を流して歩くベテラン街娼婦となったのである。「五条違反」(公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること)で

検挙されること一〇数回、そして酒、薬物に溺れてことなまで落ちていった。五条違反で検挙となり拘留中に房内でアトラキシン(催眠薬)中毒により痙攣をおこしたため、神経科病院に入院となった。また不摂生な生活がたたって結核も発見され、荒れた生活に姉にも見離された。その間相談員は何度か本人との接触を計ってきたが、やけ気味な状態になって退院と同時に、また売春生活に戻った。E子にはバイラーが介在しており、更生指導は困難を極めた。最後に検挙された時は、白内障で左眼が失明しており、ここで初めて自分の生き方を冷静に見つめる兆しが出てきて、相談員の言葉にも耳をかたむけるようになった。相談員の勧めにより更生を誓って、生活保護を申請し、K病院で手術を受けることになった。

いる。

このケースは意志の弱さから、誘われるままに転落して行き、心身共にズタズタになって再起不能と思われたが、最後の踏んばりで、かつて捨て去っていた特技を生かし、見事に更生した例である。

事例二

丁子、三五歳、内夫土建業、二児有(前夫の子)、高校卒、職歴事務員

二二歳時恋愛結婚し、〇市で所帯をもった。夫は婦人服関係のセールスマンで、二児も生れ、五年程は円満な家庭を営んだ。そのうち夫は得意先の女店員と親しくなり、帰宅もおそくなって、遂には家に寄りつかなくなった。夫の方から家庭裁判所に離婚の申立をし、夫が慰謝料と子供の養育費を支払うことで話し合いがつき、離婚が成立した。丁子は二児を連れて実家に帰り、生活のためバーで働きだした。しばらくして土建業の妻子ある夫と親しくなり、男は妻子と別居したので、丁子は連子して男と同棲生活に入った。内夫は土建の請負をやり、金銭的にだらしなく、ギャンブル好きで、至るところで借金をし、ほとんど丁子の手許に生活費が渡らなかつた。その上女性関係は乱脈を極め、飲酒しては丁子の連子を虐待するため、悩みぬいた末「内縁関係を解消したいが、子供を抱え今後の生活が不安で踏み切れない」との悩みをもつ

て相談窓口に来てきた。

結婚には二回も失敗しているが、丁子の人柄をみて立直れるものと判断し、公務員の募集に応募してみてもどうかかと勧めたところ、丁子はのり気になり、内夫に見切りをつけ一たん子供を連れて実家に戻り受験した。数日後見事に合格通知を受取ったが、男に泣きつかれて決心がにぶり、就職を見送ることにし男の許に戻った。しかしいっこう生活態度が改善ならず、借金に追い廻され、自分の持っていた預金も目減りし始めた。これでようやく男と別れる決心がついた。就職についても本年度中に欠員補充がなければ失格するところであったが、幸い欠員補充があり、すべり込みで採用となった。

その後男から丁子の職場に再三妨害行為を加えてきた。しかし職場の協力を得て克服し、今は二児を養育しながら立派に自立生活を送っている。

このケースは離婚のショックから立ち直り切れない状態の中で、つい男の甘い誘いによって同棲生活に入ったが、男から早目に身を引いたことと、幸い本人自身に社会復帰の能力もあって、自立可能な職に就くことができた一例である。

以上は相談員が取り扱った中で、数少ない更生ケースとして紹介したものである。

四 婦人相談の現状と問題点

① 社会的背景

①一九六〇年代から本格的にスタートした高度経済成長政策は社会的経済的構造を急変させ、特に地域社会や家庭生活に大きな影響を与えたことを指摘しなければならない。

急激に進行した都市化、核家族化現象は家庭の基盤を脆くすると共に、親族や近隣関係を稀薄にし、本来持っていた各々の機能を大きく低下させた。さらに消費生活を煽り物質中心の風潮を助長し堅実な家庭をゆさぶる、夫婦関係や親子関係に歪みを生み出す要因ともなっていることを強調しなければならない。地域や家庭の機能低下は前項の婦人相談事業統計でも明らかのように、夫婦問題を中心とした家庭問題の相談増となって現われている。家裁や警察関係の資料でも家庭問題は青少年の非行問題とも絡んで、相談件数が増加の傾向にあると指摘されている。こうした社会的背景を踏まえて、様々な分野で行われている各種相談援助業務の整備拡充が求められている時期といえよう。

家庭内でくすぶり続け、深刻化してしまっている。表面に出た時には解決を非常に困難にしている。婦人相談にも家庭崩壊寸前になって来所するケースが増えている。長期間硬直していた関係を解きほぐし、正常な関係にまで調整して行く援助過程は、極めて高度なむずかしさを伴う。特に夫婦問題は、ブライバシーにも相当立入らなければならないデリケートな問題だけに、秘密が守られ心を許し安心して相談できる公的相談窓口が身近な地域に存在し、早期相談・早期解決の効果を發揮することが望ましい。

② 危機家庭の増加

危機家庭の最も悲惨なケース(夫の暴力、酒乱、怠惰)について触れたい。厚生省が発表した五十五年度「人口動態概況」によると、年間の離婚数は一四一、六九二件ののぼり、これは三分四三秒に一組の離婚が成立していることになる。夫に別れ話を出せば暴力にあい、気付かれないような家を出たいと思っても生活のメドが立たず、夫の虐待に耐えている相当数の女性がまだおり、救いを求めて婦人相談にかけこんでくるケースがあとをたない。夫の暴力、酒乱はいつの時代にもあり身も心も傷だらけになりながら耐えに耐えていた妻たちの哀史が「かけこみ寺」に残されている。力の強

い夫が力の弱い妻を虐待する問題の対応策は、どの機関も皆無に等しく、警察も不介入の姿勢である。したがって婦人相談員は助けを求めて逃げてきた母子に対して、徹底的に逃げ切るか、忍従するか、二者択一を迫られることになる。

妻子に逃げられた夫は執拗に行方を追求め、結局一人では生活できず、酒びたりの暮しに落ち込んで行くか、新しい女性と同棲後再び暴力を繰返すこととなる。夫の暴力から逃げてきた母子を救うことはできても、残された夫が暴力を振るわずに健全な男性として生きて行けるよう、その自立を助け、結婚生活における暴力の再生産を防ぐための対応策が全く用意されていないというのが実情である。

欧米諸国においても夫の暴力は社会問題化しており、ファミリーケースワーカーを中心とした関係者による研究実践が積極的に進められている。ある研究者が結婚生活における夫の暴力について「一つの間人集団である男性たちがもう一方の間人集団である女性たちにくらべて優先される権力構造があり、男性がその社会でどのように暮しているかによって規定される」と指摘している。

日本においても男性優位の伝統的な社会構造がある。その土壌の中で夫の暴力は妻に向かって猛威を振るう。「オレの

女房をどうしよう」とオレの勝手だ」「夫が妻を殴ってなぜ悪い」これは感情的な状況の中で夫が叫ぶ代表的な言葉である。この叫びの中に伝統的な男女関係が如実に現われており、暴力を振るう夫にとって妻は従属物ではない。夫の暴力を単に個人的要因としてとらえている限り、対症療法的対応に追われ、処遇の発展は望めない。歴史的・社会的な背景を見据えた総合的研究実践活動を関係機関が積極的に展開して行かなければならぬ時期に来ているのではないだろうか。

③ 売春防止法の改正について

ここで再び売春防止法に戻るが、法の本来の趣旨は醜業からの解放、人権の保護等である。前記三十二年売春防止法制定により過去の管理的売春である集娼制度を壊滅させ、成功をおさめたことは高く評価されている。しかし法制定以来二十五年の歳月を経過した現在、合法的に巧妙な手段方法をこらうじ、管理売春が潜在化されて行われるようになってきている。また散娼（街娼）も社会経済諸事情により、根絶することは不可能に近いと考えられる。これらの行為者に対する更生措置については、行為そのものが特殊かつ複雑な事情の中で行われているため、更生指導は困難を極めている。急速に変動する社会において売春なら

びに家庭内問題は、法の運用と拡大解釈による方法だけでは解決しきれない。売防法が時代の要請に答えて効力を発揮し得るような改正を急速に実行することが望ましいと考える。

五 一般母子家庭の問題と行政の対応をめぐって

① 母子家庭の状況

要保護女子の状況と問題にふれてきたので、ここでは児童扶養手当受給者からみた母子家庭の状況にふれてみたい。

表一六 児童扶養手当受給開始時の母の年齢

年齢	総数	25歳未満	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50以上
死別	6.9%			1.4	1.6	1.9	1.4	0.6
生別	69.2%	2.7	13.2	24.7	15.1	8.5	3.6	1.4
その他	23.9%	0.8	4.4	4.1	5.5	6.0	2.5	0.6
合計	100.0%	3.5	17.6	30.2	22.2	16.4	7.5	2.0

表一七 受給開始時の最年少児童の年齢

学齢未満児	47.2%
小学校学齢児	39.0%
中学校学齢児	13.2%
高校学齢児以上	0.6%
計	100%

表一八 受給開始時の母親の職業

常勤及び自営	14.8%
パート、内職	29.5%
無職	55.7%
	100.0%

(54/4～56/8)

表一九 母金母子福祉状況

54	1件
55	3
56	2

表一〇 受給世帯平均月収の状況 (55/1～12 賞与含む)

年数	月収	総数	6万未満	6～8万未満	8～10万未満	10～12万未満	12～14万未満	14～16万未満	16～18万未満	18～20万未満	20万以上
1年未満	%	15.8	9.9	2.0	1.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.6	0.6
1～3年未満	%	29.3	12.5	2.0	2.9	2.3	0.9	2.6	1.2	0.9	4.0
3～5年未満	%	26.7	11.3	0.6	2.3	3.2	1.2	2.0	2.0	1.2	2.9
5～10年未満	%	26.4	8.1	2.6	0.9	2.0	1.7	2.6	1.5	0.9	6.1
10年以上	%	1.8	0.6	0.3	0.3		0.3				0.3
合計	%	100	42.4	7.5	7.9	7.8	4.4	7.5	5.0	3.6	13.9

児童扶養手当Ⅱ夫と離婚したり夫が一年以上行方不明となっているなどの一八歳未満の子をもった母子家庭にたいする国の手当である。現在は子供一人の場合月額三一、二〇〇円が支給されている。

⑦ 手当の申請時での請求者の内訳は生別（離婚など）七〇％、その他（父の蒸発など）、死別の順となっているが、死別は一割以下である。年齢別では三〇代が五〇％以上を占めており、二〇代は二〇％となっている（表一六）。

④ 次に児童の状況は、一番下の子が学齢未満児である世帯が五〇％弱であり、中

学生以上の場合には七世帯に一世帯である(表一七)。

⑨母親の就労状態は、常勤と自営は一五%、パートは三〇%となっている。内職と無職が五六%と半数をこえている(表一八)。

また修業補助である母子福祉資金の貸付件数もきわめて少い(表一九)。

⑩母親あるいは世帯の最多収入者の収入状況は表一10のとおりである。無収入者(生活保護や仕送りなどで市民税で所得)となつてゐる者も含める)と月収六万円未満者は四三%を占めている。しかし手当を受給して三年を経てもなお二〇%がそうであることは、母子家庭の低収入を示しているといえよう。

次に生活保護との比較でみると、母子一人世帯の保護費は月額九〇、九〇〇円であり、家賃を加えれば約一二〇、〇〇〇円となる。別表との関係でいえば月収八万円未満に手当を加えた世帯がほぼ保護基準以下となる。

この世帯の全体の中での比率はちょうど五〇%であり、反対に月収一七〇、〇〇〇円(手当を加えて)以上は三〇%以下である。

⑪世上でも離婚率の増加がいわれているが最近三年間の受給開始と廃止の比率は開始の二・四四人にたいして廃止一人の割合である。廃止のうち四世帯に一世帯

表一11 手当廃止者の内訳と割合
(54/4~56/8)

再婚等母子家庭でなくなった	62.7%
内訳	
児童が18歳に達した	25.3%
その他(年金受給、施設入所等)	12.0%
計	100.0%
上記期間中の開始数に対する割合	41.0%

表一12 区内保育所入所数に占める母子家庭の比率

56年10月1日現在 8.7%

表一13 入所中の母子家庭の就労状況(1日あたり)

不就労(病気等)	4.3%
4時間~5時間未満	10.6%
5 " ~ 6 "	12.8%
6 " ~ 7 "	19.1%
7 " ~ 8 "	17.0%
8時間以上	36.2%
計	100%

ンケートが昭和四十九年に実施されているので以下引用してみた。
a 最も特徴的な意見は「現在は何と見ても生活をたてていくが、母親が病気にでもなつたときは子供の面

は児童が一八歳になつたためである。廃止後の状況は把握できていないが、大学の進学率の向上と合わせて考えれば経済的に自立したとはいえないものである(表一11)。

⑫保育所利用についてみると、母子家庭で就労している場合、預ける親族がいる以外は入所を希望しているとの判断をしてよいと思う。しかし入所のうち常勤は三分の一強にすぎず、残りはパートや内職であり、このことが低収入の継続とも関連しているといえよう。

母子家庭となつて、働きたくても就職に際しさまざまな障害のため正規の職につけないことと、保育時間の制約とが合

わさつて経済的自立をいっそう困難にしているのではないだろうか(表一12、13)。

② 母子家庭の不安と問題

⑬すこし古くなるが、本市の母子家庭ア

倒や一家の生活がどうなるのかと思うと、一刻も安心することができない」という将来への不安である。

b 母子福祉資金を利用しないという人が三〇%いる。その理由として「金額が少ない。手続きが面倒である。借りたくない」があげられている。

⑭仕事にたずさわって感じて居るのも同じようなことである。父母の一方がないため、母親に精神的な面で全責任がかかっていることの重さが先のアンケート結果のあらわれといえる。

経済的な面(収入をあげなければということ)からいえば、母子家庭では就労の機会が少なく、低い収入の仕事が多いのでどうしても飲食業関係で働くということになってしまつて居る。同時に児童の環境保障の面からいえば、学童保育所は西区では一ヶ所であり、本市では夜間保育は実施されておらず、また児童館の

対策も殆どなされていない状況である。

⑮ 母子家庭、要保護女子対策の充実を昭和五十年九月設置された国の「婦人問題企画推進本部」の「国内行動計画」は以下のように記している。

a 職業訓練の充実として対象分野のすそ野をひろげる。育英奨学事業の推進、職業相談、紹介の強化などをはかる。

b 育児等に関する環境の整備として保育所の時間延長、乳児保育の充実、児童館の整備などをはかる。

⑯本市の七七〇八一年「新五ヶ年指標」

「母子家庭の生活の安定と児童の健全育成をはかるため、生活相談、生業指導、技能修得、就労促進など総合的な母子家庭対策を検討する」とのべて居る。西区の状況をみても生活保護受給者における母子家庭比率が増加している。このことは母子家庭になれば正規の就職は無理となり、結局生活保護を受けざるを得ないことの反映であろう。行政としては先にふれた国、市の計画をそれぞれのレベルで具体化していくことが早急に必要である。例えば自治体が率先して採用し民間企業にも広げていく姿勢が求められて居るといえよう。雇用の確保ときめこまかい自立相談と援助が相まって生活の安定と向上が計られていくのではないだろうか。 <西福祉事務所 婦人相談員>